

平成 29 年 1 月 26 日
AMUSE 規程 第 2 号

改定 平成 29 年 12 月 16 日
改定 令和 2 年 10 月 1 日
改定 令和 2 年 11 月 25 日
改定 令和 5 年 5 月 28 日
改定 令和 6 年 5 月 26 日

学会参加旅費等助成規程

第1条 【目的】

この規程は、一般社団法人 AMUSE（以下「本会」という。）会員が国内及び国外で開催される学会での研究成果の発表の奨励、または会員個々のスキルアップに要する講習の受講、あるいは先進医療施設の見学等を奨励するため、これらに係る旅費等の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 【国内学会】

1. 対象となる国内の学会は全国規模、及び北海道（道内）規模の学会（以下「地方会」という。）またはこれに準ずるものとする。
2. 助成対象は、前項の学会で発表が認められ、かつ研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の承認を得たものとする。

第3条 【国外学会】

1. 対象となる国外の学会は、国際会議またはこれに準ずるものとする。
2. 助成対象は、前項の学会で発表が認められ、かつ指導教員の承認を得たものとする。

第4条 【助成対象会員】

旅費等の助成対象会員は、次の各号とする。

- (1) 旭川医科大学内の AMUSE 個人会員のうち助教、医員、後期研修医
- (2) 旭川医科大学外の AMUSE 個人会員の医師免許取得後 6 年以内の後期研修医

第5条 【助成内容】

1. 発表なしでの参加は国内学会、国外学会のいずれにおいても助成対象外とする。
2. 前項の助成が 開催地現地参加の場合、(以下「国内助成」という。) 対象は交通費及び宿泊費とし、合計額に対する助成額は一律上限 5 万円とする。(北海道は除く。)
3. 北海道内で開催の学会、地方会、セミナー、フォーラム等への参加は、原則交通費のみを助成(大学規程に準ずる。)し、止む得ない理由により前泊あるいは後泊が必要な場合に限り、1泊につき 13,000 円を上限に助成する。
4. 助成対象会員が、第3条の国外学会に現地参加する場合の助成(以下「国外助成」という。) 対象は、交通費及び宿泊費とし、合計額に対する助成の上限額は、次の各号の地域ごとに定めた額とする。

(1) アジア(中近東、インドを除く)		120,000 円
(2) 南北アメリカ、オセアニア、 中近東、インド、ヨーロッパ、 アフリカ	}	 180,000 円
5. 国内及び国外学会の現地参加の場合の参加費、またはスキルアップ講習に要する受講料は、いずれも会員の個人負担とし、本会は助成をしない。但し、WEB 開催等により旅費を要せずに学会発表した場合に於いては、本会より旅費助成の代替えとして参加費を実費にて助成する。
6. 前三項の規定にかかわらず、学内に於いて別の助成及び支給が得られる場合、あるいは学外の所属先施設からの資金が得られる場合は、これらを優先利用することとし、本会からは旅費等の助成をしない。

第6条 【助成回数】

助成の回数は、次のとおりとする。

1. 国内学会での研究発表あるいは座長に就く場合、参加回数は年度内3回までとする。
2. 北海道内で開催の学会・地方会への参加回数(発表あり)は、回数制限なしとする。
3. 国外学会において、研究発表あるいは座長に就く場合、または国際会議の出席は、これらを合わせて、一会計年度あたり1回までとし、参加回数は、年度内3回に含む。

第7条 【申請手続き】

1. 学会発表または学会に参加した会員は、学会終了後、2週間以内に別紙「学会等参加報告及び旅費助成申請書」を指導教員の確認を経て、代表理事に提出しなければならない。
2. 前項の「学会等参加報告及び旅費助成申請書」には、次の各号の領収書等を各1部添付しなければならない。
 - ① 航空機利用に係る領収書及び搭乗半券または搭乗証明書
 - ② 宿泊に係る領収書
 - ③ JR利用に係る領収書
 - ④ 学会等のプログラムの写し及び参加証等の写し
 - ⑤ 参加費の支払い証明書（領収証）※参加証等に付随している場合は省略可

第8条 【申請期間】

前条の申請は、当該年度の4月1日より翌3月末日までとする。

また、開催日が年度末であり、申請が間に合わない場合はこの限りではない。

（開催期日より2週間以内の申請に限る。）

第9条 【雑則】

この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成29年1月26日から施行する。
2. 改定後の規程は、平成30年1月1日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和2年10月1日から施行する。
4. 改定後の規程は、令和3年1月1日から施行する。
5. 改定後の規程は、令和5年5月28日から施行する。
6. 改定後の規程は、令和6年5月26日から施行する。

学会参加旅費等助成に関する支出基準

交通費及び宿泊費の助成について、表 1 及び表 2 に基づき、算出する。

表 1 (国内助成)

交通費	1. 交通費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路、及び交通手段（鉄道、高速バス、航空機、船舶等）により算出する。 2. 交通費の距離算出の起点終点は、旭川医科大学または自宅とする。 3. 新幹線及び JR の特急（これらに相当する私鉄の電車を含む。）は、乗車距離が 100km 以上の場合に限り利用できる。 4. 国内の航空運賃は、可能な限り早割あるいはパック旅行商品を活用する。 5. 上記はいずれも実費支給とする。 6. 公共交通機関を利用することが望ましいが、やむなき場合の自家用車での利用については、一律公共交通機関の利用料とする。（大学規程に準ずる。）
宿泊費	1. 学会日程に必要な宿泊日数分を助成する。 2. 地方会への参加において、開催時間により、止むを得ず前泊、あるいは後泊が必要な場合は、1 泊につき 13,000 円を上限に助成する。

表 2 (国外助成)

交通費	1. 交通費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路、及び交通手段（鉄道、高速バス、航空機、船舶等）により算出する。 2. 国内の交通費の計算の起点終点は、旭川医科大学または自宅とする。 3. 国外の交通費は、目的地の最寄りの空港から学会会場、または宿泊場所までとする。 4. 航空運賃は最寄の国内空港から目的地の最寄の空港までとし、協定料金（往復割引・エコノミー）により算出した実費とする。 5. 上記にかかわらず、助成限度額は次のとおりとし、限度額を超えた場合は打ち切り支給とする。 (1) ヨーロッパ、アフリカ、南アメリカ各地………18 万円 (2) アメリカ（中・東・南部）、カナダ（中・東部）、オセアニア、中近東、インド…18 万円 (3) アメリカ（西部）、カナダ（西部）………18 万円 (4) 中国、香港、台湾、韓国ほかインドを除くアジア………12 万円 6. 上記はいずれも実費支給とする。
宿泊費	1. 学会日程に必要な宿泊日数分を助成する。